

## ～個人住民税制改正(平成23年度実施分)について～

### 寄附金税額控除適用の拡大

個人住民税の寄附金税額控除の対象に、都道府県・市区町村が条例で定めるものが追加されます。平成22年1月1日以降の寄附金について、適用されます。

#### 《対象寄附金》

1. 所得税法第78条第2項第2号により財務大臣が指定した寄附金
2. 独立行政法人・地方独立行政法人
3. 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校・振興・共済事業団
4. 公益社団法人・公益財団法人(特例民法法人含む)
5. 学校法人
6. 社会福祉法人

7. 更生保護法人
  8. 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
  9. 認定NPO
- 《手続方法》

寄附金税額控除を受けるためには、寄附を行った方が、条例で指定された団体等が発行する領収書等を添付して申告を行っていただく必要があります。(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。所得税の確定申告を行わない方は、住所地の市区町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。)

西原町のホームページにも寄附金税額控除の内容について紹介していますので、そちらもご覧ください。ご不明な点に関しては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ:総務部税務課 町県民税係 ☎ 945-4729(内141・142)

## eLTAX(エルタックス)導入について

西原町では平成22年12月20日より地方税ポータルシステムeLTAX(エルタックス)を導入しています。これにより、従来は紙で行っていた地方税の申告が自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからインターネットを利用し手続きできます。

### <eLTAX(エルタックス)とは…>

全国の地方公共団体が組織する「(社)地方税電子化協議会」が運営を行う、地方税の申告・申請を電子的に行うためのシステムです。

- オフィスなどからインターネットを通じて簡単に手続きすることができ、郵送や窓口へ出向く手間が省けます。
- 複数の地方公共団体(eLTAXの運営に参加している地方公共団体に限る)への申告が一度にまとめてできます。

- eLTAX用の無償ソフトウェア(PCdesk)、または市販の税務・会計ソフトウェア(エルタックス対応ソフトウェアに限ります)で簡単に申告書が作成できます。

### <eLTAX(エルタックス)で利用可能な税目>

- 法人町民税(確定・中間・予定申告等)
  - 固定資産税(償却資産各種申告等)
  - 個人住民税(特別徴収事業所に係る給与支払報告書等)
  - 申請・届出(法人設立・設置届出書、給与所得者異動届、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書等)
- eLTAX(エルタックス)に関する詳しい内容、手続き等に関するお問い合わせは  
eLTAXホームページ <http://www.eltax.jp/>  
(社)地方税電子化協議会 0570-081459

## 税務署からのお知らせ 『確定申告書等作成コーナー』で申告書が作成できます!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面より、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが自宅等で作成できます。また、作成した申告書はインターネットを利用してe-Taxで提出するか、印刷して郵送等で提出することが可能です。ぜひご利用ください。

### 確定申告書の入手方法について

平成21年分の確定申告をe-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で提出していただいた方には、平成22年分の申告書用紙等を送付していません。

確定申告書を作成する際は、e-Taxや「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくようお願いします。なお、申告書・収支内訳書等用紙が必要な方は、国税庁ホームページから入手できるほか、税務署や市町村等窓口でも入手できます。

申告書送付費用の削減にご理解とご協力をお願いします。

国税庁ホームページのアドレスは、[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)です。

### 署外申告会場の設置について

那覇税務署・北那覇税務署の平成22年分の確定申告会場は下記のとおり署外に設けています。来場される方は場所・期間をご確認のうえ早めの申告・納税にご協力ください。

- 設置場所: 「浦添市産業振興センター・結の街」
- 設置期間: 平成23年2月16日(水)～3月15日(火)

- 受付時間: 午前9時～午後4時
- ※ 会場駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用いただきますよう、ご協力をお願いします。
- ※ 会場の混み具合によって受付終了時間が早まる場合があります。

お問い合わせ 北那覇税務署 総務課  
098-877-1324

### 保健師だより

## 肥満の最大の原因は、 摂取エネルギーのとりすぎ

年末年始、忘年会やお正月、新年会と行事が目白押しですが、体重管理は大丈夫ですか? ついつい食べ過ぎて、気がつけば体重が3～5kg増えていた! -なんてこと、心当たりがありませんか?

食事で摂取するエネルギー量が、1日に消費するエネルギー量より多ければ、余った分は体内の脂肪細胞に蓄えられてしまいます。これが「太る」ということ。食べ過ぎなどの不適切な食生活や運動不足が主な原因です。そして内臓に脂肪が蓄積されると、高血糖や高血圧、高コレステロールなど、いわゆる『生活習慣病』という状態を招き、いずれは『動脈硬化』を引き起こしてしまいます。動脈硬化は、血管の内側の壁が厚く硬くなった状態で、心臓病や脳卒中を発症する可能性があるため、できるだけ肥満を解消するように努めることが肝心です。

### 野菜を先に食べよう!



お腹まわりを1cm減らすためには、約1kgの体重を減らす必要があります。この1kgを減らすためには、約7,000kcalの消費が必要! 例えば、お米を一口残す、サラダに使うドレッシングはノンオイルのものや酢などをうまく使う、カツ丼を豚のしょうが焼きに替える、肉は脂身の少ない部位を選ぶなど、ちょっとしたことでカロリーを抑えることができます。

また、食事の際は、主食の前に野菜やきのこ、海草を使った副菜や汁物から先に食べることをおすすめします。食物繊維はコレステロールや糖分を吸収するスピードを抑え、満腹感を得られるという利点があります。運動では、体の中でも筋肉の大きい「背筋」や「腹筋」、「太ももの筋肉」を意識して鍛えるようにすると、効率よくダイエットできます。

少し改善するだけでも、体の中は着実に変わってくるはず。食べる量と質に注意し、意識的に体を動かして、内臓脂肪の蓄積を防ぎましょう!

## 住民基本台帳カードと公的個人認証(電子証明書)について

市町村が交付するICカードのことで、種類は「写真つき住基カード」と「写真なし住基カード」の二つがあり、希望するカードを選択できます。特に「写真つき住基カード」は、運転免許証などと同様に公的な身分証明書としてご利用できます。



■ 住基カードの申請……本人が来庁し、本人であることを確認できるものをご持参ください(運転免許証、パスポート、顔写真付きの官公庁発行の身分証明書等)。

顔写真付きの住基カードの場合は、たて4.5cm、よこ3.5cmの写真が必要です。

※ 顔写真付きの官公庁発行の身分証明書がない場合は、申請日当日には交付できませんのでご注意ください。また、官公庁発行の身分証明書がない場合は、本人を確認するための文書をご自宅へ郵送します。その文書と併せて、健康保険証等を再度、窓口にご持参ください。

### ■ 電子証明書の申請

「公的個人認証サービス」の電子証明書は、住基カードの中のチップに入れます。

申請には、住基カードと同様な手続きになります。

(注) 顔写真付きの官公庁発行の身分証明書が無い場合も住基カードと同様な手続きになります。(申請当日に交付不可)

<手数料> 住基カードは、平成23年3月まで無料です。ただし、紛失などによる再交付の際は手数料(500円)が必要です。

公的個人認証の電子証明書は、500円が必要です。

### ● 有効期限について

住基カードは発行日より10年間、公的個人認証は交付日より3年間です。

有効期限が満了した場合には、自動的に失効し、国税の電子申告などの電子申請・届出に使うことができなくなりますのでご注意ください。なお、失効した後でも更新の手続きはできます。

お問い合わせ:総務部町民生活課 ☎ 945-5012 FAX 946-6086